

改正瀬戸内海環境保全特措法が成立

改正瀬戸内海環境保全特措法も

プラスチック使用製品の設計から廃棄物処理に至るライフサイクル全般であらゆる主体のリユース、リユース、リサイクル、素材代替の取り組みを包括的に促進するプラスチック資源循環促進法が4日、参院本会議で全会一致で成立した。

施行は公布から1年以内。また、従来の規制を中心とする水環境行政の大きな転換を図る契機として、新たに水質管理の発想を導入し、瀬戸内海における生物多様性、水産資源の持続的な利用の確保を図る改正瀬戸内海環境保全特別措置法（参院先議）

は一部の規定を除き、公布から1年以内。プラスチック資源循環促進法については、先月21日の衆院環境委員会で、牧原秀樹議員ら自民、立民、公明、共産、維新が提出した計14項目の付帯

決議が付された。それに伴い、政府が同法の施行に当たり適切な措置を行に当たり適切な措置を講じるべき事項として、①基本方針の制定では、2050年カーボンニュートラルと整合するよう、プラスチック使用

と②市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の一括回収の実施について、市町村の事務に過度な負担をもたらすことがないよう適切な配慮を行なうとともに、地方財政措置その他の必要な措置を講ずること③消費者がプラスチック使用製品に使

用されているプラスチックについて知ることができるよう、表示制度等を検討すること④製造事業者等の自主回収・再資源化事業計画および排出事業者の再資源化事業計画の認定による廃棄物処理法の特例について、各事業者に対し適切な指導・監督を行うこと――など

を挙げている。一方、改正瀬戸内海環境保全特措法について、は、1日の衆院環境委員会で、牧原議員ら自民、立民、公明、共産、維新が提出した計7項目の付帯決議が付された。それによると、①関係府県が栄養塩類管理計画を策定する場合には、他の関係府県を含め、地域の合意形成や協議等に対し適切に支援すること②藻場・干潟等が、水質の浄化に加え、生物多様性の維持、炭素の貯留といった環境保全上の重要かつ多様な機能を有していることに鑑み、関係省庁と連携の上、藻場・干潟等の保全、再生および創出に係る施策の充実・強化に十分な予算の確保に努めること③瀬戸内海における環境保全に関する施策の実施に当たり、湾・灘ごとの課題に対し、きめ細やかな取り組みを推進できるよう、湾・灘協議会の方を検討することなどを挙げている。